

議案第26号

北上市公の施設の使用料等減免条例の一部を改正する条例

北上市公の施設の使用料等減免条例（平成22年北上市条例第25号）の一部を次のように改正する。

改正前			改正後		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
減免基準	適用施設	減免率 (%)	減免基準	適用施設	減免率 (%)
[略]			[略]		
2 市内の保育所、幼稚園、小学校又は中学校が <u>教育又は保育活動</u> のために使用するとき。	[略]	[略]	2 市内の <u>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に規定する保育所、幼稚園、認定こども園若しくは地域型保育事業を行う施設、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第59条の2に規定する施設、学童保育所、小学校又は中学校が教育又は保育等の活動</u> のために使用するとき。	[略]	[略]
[略]			[略]		
14 公益財団法人 <u>北上市体育協会</u> 又は公益財団法人 <u>北上市体育協会</u> の加盟団体が主催又は主管するスポ	[略]		14 公益財団法人 <u>北上市スポーツ協会</u> 又は公益財団法人 <u>北上市スポーツ協会</u> の加盟団体が主催又は主管	[略]	

スポーツ大会に使用するとき。			するスポーツ大会に使用するとき		
[略]			[略]		
備考 改正部分は、下線の部分である。					

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 5 年 8 月 31 日 提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

減免の対象となる団体の名称を変更するほか、所要の改正をしようとするものである。